

第 2 回「安全保障と学術に関する検討委員会」（2016.7.28）

論点整理

小森田 秋夫

はじめに

- 1) 論点整理＝事実認識（問題の所在についての認識）＋議論と判断の必要なことから
- 2) 議論の出発点に当たって
 - (1) 内容—先取りされた結論は存在しない

例えば、2つの声明について、論理的には、①何も言わない、②再確認する、③再確認したうえで付加（解釈／敷衍）する、④変更する、のいずれもありうる。ただし、③の内容によっては事実上④となりうる
 - (2) 名宛人—内容によって規定される。ただし審議の過程でこれを意識しておくことは有益

例えば、学術会議会員、科学者、大学および学協会、防衛施設庁を含む研究資金供給主体、学術政策策定・決定機関、国民
 - (3) 形式—内容と名宛人によって規定される
- 3) 以下の構成

① 50 年及び 67 年決議以降の条件変化をどうとらえるか	→ 2
② 軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について	→ 3
③ 安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響	→ 4
④ 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	→ 6
⑤ 研究適切性の判断は個々の研究者に委ねられるか、機関等に委ねられるか	→ 5

1. 日本学術会議の従来の見解について

- 1) 1950 年 4 月総会「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない決意の表明（声明）」
（下線、小森田）

日本学術会議は、1949 年 1 月、その創立にあたって、これまで日本の科学者がとりきたった態度について強く反省するとともに科学文化国家、世界平和の礎たらしめようとする固い決意を内外に表明した。

われわれは、文化国家の建設者として、はたまた世界平和の使として、再び戦争の惨禍が到来せざるよう切望するとともに、さきの声明を実現し、科学者としての節操を守るためにも、戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する。

- ・ 理論物理学者らによる提案
- ・ 戦前に対する「反省」と「世界平和」への志向（憲法 9 条）

- ・米ソ冷戦を背景とした国内外情勢に対する懸念 → 朝鮮戦争（1950.6）と再軍備
- ・「内外の科学者への呼びかけ」：削除

2) 1967 年 10 月総会「軍事目的のための科学研究を行なわない声明」（下線、小森田）

われわれ科学者は、真理の探究をもって自らの使命とし、その成果が人類の福祉増進のため役立つことを強く願望している。しかし、現在は、科学者自身の意図の如何に拘わらず科学の成果が戦争に役立たされる危険性を常に内臓している。その故に科学者は自らの研究を遂行するに当たって、絶えずこのことについて戒心することが要請される。

今やわれわれを取り巻く情勢は極めてきびしい。科学以外の力によって、科学の正しい発展が阻害される危険性が常にわれわれの周辺に存在する。近時、米軍陸軍極東研究開発局よりの半導体国際会議やその他の個別研究者に対する研究費の援助等の諸問題を契機として、われわれはこの点に深く思いを致し、決意を新たにしなければならない情勢に直面している。

既に日本学術会議は、上記国際会議後援の責任を痛感して、会長声明を行った。

ここにわれわれは、改めて、日本学術会議以来の精神を振り返って、真理の探求のために行われる科学研究の成果が又平和のために奉仕すべきことを常に念頭におき、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決意を表明する。

- ・学術体制委員会、学問思想委員会、学術交流委員会、研究費委員会、長期研究計画調査委員会それぞれ議論したうえで、4 委員長が個人として連名で提案
- ・総会における議論
 - 個々の科学者を拘束するものではなく、学術会議会員としての決意の表明。
 - してよいことといけないこととのけじめについて「標準的な見解」を示すべし。
 - 問題が外部から提起されたことに対する学界自身の反省が必要。
- ・日本物理学会第 33 回臨時総会決議 3（1967.9、後述）

*1967 年声明当時の状況

- ・米軍からの資金提供という現実の問題が直接の契機 cf. ヴェトナム戦争
- ・自衛隊が存在。憲法 9 条との関係については諸論があったが、合憲論の政府も「専守防衛」（個別的自衛権）が前提
 - cf. 武器輸出 3 原則（佐藤首相答弁、1967）
- ・米軍か自衛隊かを問わず、「戦争目的」（本文）と「軍事目的」（表題）との区別をとくに行なうこともなく、〈戦争〉に〈真理の探究〉と〈平和〉を対置

2. 〈軍事〉と〈学術〉との接近—67 年段階からの変化をどうとらえるか

1) 背景事情

(1) 米軍と一体化した自衛隊の活動範囲の国外への拡大

- ・「国家安全保障戦略について」（国家安全保障会議決定、閣議決定、2013.12）

キーワード：「我が国を取り巻く安全保障環境」の変化

→「国際協調主義にもとづく積極的平和主義」

・日米ガイドライン（2015.4）

- 「同盟調整メカニズム」（日米共同調整所）の常設化
- 定期的な共同訓練・演習
- 情報共有

← 特定秘密保護法（2014.12 施行）

・安保法制（2015.9）

- 「存立危機事態」における防衛出動（集団的自衛権）
- 「重要影響事態」（地理的限定の削除）における米軍等への後方支援等
- 国連平和維持活動（PKO）における武器使用の拡大

自衛隊の任務「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、
~~直接侵略及び間接侵略に対し~~我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に
応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」（自衛隊法 3 条）

(2)産業政策としての防衛装備（武器等）の開発

- ・「武器輸出三原則」（原則禁止のもとで例外を承認）から「防衛装備移転三原則」（容
認を前提に部分的禁止・審査）へ（国家安全保障会議・閣議決定、2014.4）
- ・防衛省「防衛生産・技術基盤戦略」（2014.6）
 - 大学や研究機関との連携強化

【資料 1】「防衛生産・技術基盤戦略」

・防衛装備庁発足（2015.10）

(3)技術的变化

- ・民生技術と軍事技術との区別の流動化 → 「デュアル・ユース問題」

一方では、技術流出に対する規制の強化

→ 外為法にもとづく「安全保障輸出管理」（「武器や軍事転用可能な貨物・技
術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を
行うおそれのある者に渡ることを防ぐ」ための先進国を中心とした国際的な枠
組み（国際輸出管理レジーム）にもとづく輸出等の管理）の対象

【資料 2】文部科学事務次官「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の
強化について（依頼）」

【資料 3】「大学に係る安全保障輸出管理行政に関する包括的改善要望書」

他方では、軍事技術の高度化の観点からの民生技術への関心

2) 〈軍事〉と〈学術〉との接近

(1)「外部資源」の積極的活用へ

- ・防衛省傘下の研究所と大学との「技術交流」（2008～）

【資料4】防衛省経理装備局技術計画官「防衛省における国内技術交流について」（2011）

【資料5】田村重信他編『防衛装備庁と装備政策の解説』（2016）

→ 共同研究協定の締結

(2) 受け皿の脱「平和」/「安全保障」目的化

- ・宇宙航空研究開発機構法改正（2012年）

「平和の目的に限り」

→ 「宇宙基本法第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり」

宇宙基本法「我が国の安全保障に資する」

- ・自律性を前提とする大学については、直接的（法的）な措置はとられていない

→ 「軍事研究」についての各大学の慣行等に委ねられている

(3) 資金供給による吸引・包摂

- ・安全保障技術研究推進制度（2015年～）

- 「これまで防衛分野でつながりが無かった大学や企業等が参入する端緒に」

【資料6】防衛省技術研究本部「平成27年度予算概算要求の概要」

- ・第5期科学技術基本計画（2016年度～）における「国家安全保障」の位置づけ

【資料7】第5期科学技術基本計画

- ・従来からの米軍資金問題も継続

- アメリカ国際無人機協会主催/ONR（海軍計画局）資金提供の無人ボート国際大会（2015）

- DARPA（国防高等研究計画局）主催のロボットコンテスト（2012～）

3) 検討すべき問題の特定

(1) 〈戦争〉 〈軍事〉 〈安全保障〉

① 〈戦争〉 と 〈軍事〉

- ・形式的なアプローチ

日本は戦争を放棄しているので、少なくとも日本については国家行為としての戦争は存在せず、自衛隊は軍隊ではない

→ 〈戦争〉 〈軍事〉 という〈問題〉そのものが存在しない

- ・実質的なアプローチ

「防衛」と呼ばれる〈軍事〉が存在し、実質的な〈軍事組織〉が存在する

② 〈安全保障〉 と 〈軍事〉

- ・〈安全保障〉概念の多義性

食料安全保障、人間の安全保障、サイバー・セキュリティ etc.

⇒ 何から、何を、いかなる手段で守るのか？

cf. サイバーセキュリティ基本法（2014）

サイバーセキュリティの定義：「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていること」

- 「国際的協調」が基本理念のひとつ
- 「我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応」は基本的施策のひとつ

・ 軍事的手段による安全保障：明確な輪郭が存在する

- 防衛省・自衛隊という軍事組織

防衛省設置法 3 条「防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第二項 から 第四項 までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。）を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。」

- 外国の軍事組織

(2)なぜ「軍事研究」を問うのか？

①軍事は人の殺傷の可能性を前提とした国家行為

・ 「防衛装備」の定義（防衛装備移転三原則）

「防衛装備」＝「武器」（「輸出貿易管理令別表 1 の 1 の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」）＋「武器技術」（「武器の設計、製造又は使用に係る技術」）

・ 「武器」の定義

自衛隊法上の「武器」とは、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」（三木首相、1976.2）

・ 殺傷能力の水準について限界はない

「憲法上あらゆる種類の核兵器がおよそ禁じられているとは考えていない」（横畠内閣法制局長官、2016.3.18）

ただし、とくに非人道的なものについては国際的に禁止されている

化学兵器禁止条約（1993）

→「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」（1995）

・ 武器とその使用目的

武器そのものに、攻撃用と防御用との区別をつけることはできるか？

【資料 8】防衛省技術研究本部「平成 27 年度予算概算要求の概要」

武力行使のシステムの一部を構成している、直接には殺傷を目的としない装備を
どう位置づけるか？

cf. 「防衛装備」「防衛装備品」

⇒ 武器の評価は使用目的による、と言えるか？

使用（目的）は誰がどのようにコントロールするのか？

②軍事は「敵味方」の関係を事実上想定している

- ・「味方」にとって有用なものを「敵」には渡さないという論理が適用される
- ・したがって、公開性・透明性を原則とする科学研究とのあいだで緊張関係に立つ

③軍事研究は研究のあり方に影響を及ぼす可能性がある

- ・研究の正当性についての倫理的問題をとまなう
- ・公開性が制限される領域が生じる
- ・政策的に位置づけられた場合に研究資金バランスに影響を与える

⇒ 検討の対象となるべき「軍事研究」の定義は？

例えば

- 軍事的ポテンシャルを高めることを目的とする研究
- 軍事組織と協力し、またはそれに支援された研究

(3) 日米の社会的文脈

- ・〈軍事〉が社会に深く埋め込まれたアメリカ
 - 地域的限定のない軍事力の展開・行使
 - 軍需を中核とする産業・企業が存在（軍産複合体）
 - 軍関係機関による研究資金の大規模な配分
- デュアル・ユースが〈問題〉として問われることは少ない
- 秘密性の確保は重視される → 貿易管理、「秘密特許」制度
- ⇒ 〈学術〉の観点からアメリカのあり方をどう評価するか？
- ・憲法 9 条をもち社会的文脈の異なる日本がアメリカに接近することを、科学者としてはどう考えるか？
 - 〈軍事〉と〈学術〉についての独自のあり方をめざすのか、差異を解消するのか？
 - そのさい、科学が国際的環境（協力と競争）で行なわれていることは、どう考慮されるべきなのか？

3. デュアル・ユース問題

1) 「デュアル・ユース」の意味

(1) 科学の成果の利用の両義性としての「デュアル・ユース」

- ・科学の成果がどのように利用されるかについては、一般には事前に予測することができない

- ・この意味での「デュアル・ユース問題」自体は、新しいものではない cf. 原子力

(2) 「デュアル・ユース技術」

- ・技術は利用についての方向性を多かれ少なかれすでにもつ
- ・「軍事技術」と「民生技術」の両用性が問題設定の前提となっている
軍事技術の側から見たスピノフ（軍→民）とスピノン（民→軍）

【資料9】デュアル・ユース技術(田村重信他編『防衛装備庁と装備政策の解説』)

2) 科学者の側から見てデュアル・ユースを問題にする意味

(1) ありうべき科学者の立場

- ①科学の成果の利用については科学者の責任の範囲を超えるので関知しない、とする立場
- ②科学研究の成果の利用の両義性について自覚し、必要があればその利用の仕方について発言（行動）する必要がある、とする立場
cf. バグウォッシュ会議（1957～）
- ③科学研究の成果の利用の両義性について自覚し、好ましくない利用のされ方をすることがある場合は、研究（発表）そのものを抑制する必要がある、とする立場

(2) 日本学術会議のこれまでの立場

- ・2つの総会声明 → 少なくとも①は退けてきた
- ・「科学者の行動規範」6

科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

前提となった「科学・技術のデュアル・ユース問題に関する検討報告」（2012.11）

直接の契機は鳥インフルエンザ問題

軍事研究は主題化されていない

(3) 科学の成果の利用の両義性は、倫理的判断の問題を伴いうる

4) 安全保障技術研究推進制度の場合

(1) 「デュアル・ユース技術」へのアプローチ

- ・「近年、科学技術の急速な発展により、防衛技術に適用可能な新しい技術や概念が様々な領域で生み出され」、「民生技術と防衛技術の境目が曖昧になっており、防衛装備に適用可能な技術領域が広がってきている」
- ・「将来の装備品に適用できる可能性のある萌芽的な技術」を対象とすることを明示
→ 少なくとも行動規範6に言う「意図に反して」というケースには該当しない

(2) 研究者に働きかける論理

- ・本委託研究は「防衛装備品そのものの研究開発」ではなく、「良好な結果が得られたものについては、防衛省において引き続き応用研究等を実施」し「将来の装備品に繋がっていく」 → スピノンについては分離を強調

「研究成果が広く民生分野で活用されることを期待」、審査における観点として「防衛用途だけではなく、民生品等、幅広い分野へ波及することが期待できるか」（28年度公募要領で追加） → スピンオフについては連続を強調

- ・「防衛装備品を創製するためには、様々な段階の研究が必要」だが、本制度ではこのうち「基礎研究フェーズを対象」（28年度公募要領で追加）

「将来の応用における重要課題を構想し、根源に遡って解決法を探索する革新的な研究である、技術志向型の基礎研究」が主な対象。ただし、基礎研究には「特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮設や理論を形成するため、又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究」としての定義もあるので、「研究提案を募集するにあたり、応用先を直接指示することはせず、将来の応用に関して技術的に関心がある技術領域を研究テーマとして提示するにとどめ、応募者側に具体的な研究内容と研究目標を案出してもらう」（同）。

研究テーマ選定の観点：「①既存の防衛装備の能力を飛躍的に向上させる技術、②新しい概念の防衛装備の創製につながるような革新的な技術、③注目されている先端技術の防衛分野への適用技術」（27年度公募要領。28年度では削除）

【資料 10】防衛省技術研究本部「平成 27 年度予算概算要求の概要」

【資料 11】安全保障技術研究推進制度 平成 27 年度、28 年度公募要領

4. 学術の公開性

1) 〈軍事〉と公開性

(1) 日本学術会議「科学者の行動規範」 5

科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

- ・ 研究結果の公開性
- ・ 研究の意義と役割についての公開性と社会との対話
- ・ 研究の社会的影響についての評価

(2) 〈軍事〉の秘密性

- ・ 〈軍事〉はもっとも秘密性の高い国家行為であり、それが多かれ少なかれ正当化されている領域でもある

- 安全保障輸出管理
- 特定秘密保護法 別表

一 防衛に関する事項

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の 研究開発段階のもの の仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の 研究開発段階のもの の製作、検査、修理又は試験の方法

⇒ 〈軍事〉と〈学術〉とは潜在的に緊張関係に立つ

2) 安全保障技術研究推進制度の場合

(1) 成果の公開

- ・「成果の公開を原則」とするため、「成果を外部に公開しないことを前提とするような研究提案は避け」る。「研究期間途中の成果の公開については、事前に防衛装備庁に届け」る。
- ・「得られた成果について外部への公開が可能」。「研究実施期間中の公開にあたっては、その内容について事前に通知」（27 年度公募要領では「お互いに確認」）が必要。研究実施者が公表を希望する場合には、担当の PO と調整の上、発表の前に「成果公表届」を提出。

(2) 防衛装備庁が保有する情報あるいは施設の利用

- ・「防衛装備庁が保有する情報あるいは施設の使用を前提とするような研究課題」は避ける。「特定秘密」「特別防衛秘密」は提供しない。
- ・「ただし、研究を実施する過程で、防衛装備庁が保有する情報あるいは施設の利用が研究目的達成の上で有効であると、研究代表者及び防衛装備庁の双方が認めた場合には、別途、利用について調整する」。

⇒ 「公開を原則」とすることが強調されている

しかし、秘密性の高い領域だけに、原則が破られる可能性について吟味が必要。

例えば、「防衛装備庁が保有する情報・施設」の利用と公開性との関連は？

PO による「進捗管理」はどのように行なわれるのか？

「例外」の要件・判断権者は？

【資料 12】安全保障技術研究推進制度 平成 28 年度公募要領

【資料 13】阿曾沼剛「防衛省によるデュアルユース技術取り込みのための新たな仕組み『安全保障技術研究推進制度』の創設について」(CISTEC Journal, 2015.11)

5. 科学者が所属する研究機関や学協会の立場はどのようなものであるべきか

1) 科学者の倫理と社会的責任

(1) 研究の自由をめぐる

- ・研究の自由は絶対的なものか？

⇒ すでに研究の自由はさまざまな制約を受けている

例えば、生命倫理の分野における審査システム

- ・規制に対するありうべき批判をどう考えるか？

- 国内における規制は国外への流出を惹き起こす

- 〈国費の投入→国益のための研究〉を規制すべきではない（研究の自由の擁護とは

異なる論理)

【資料 14】自由民主党政務調査会科学技術・イノベーション戦略調査会「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(2013.5.14)

(2) 科学者コミュニティの役割

- ・問題の所在を常に意識し、持続的に議論を行なえるような環境を形成する役割
- ・より具体的には、例えば行動規範の提示

2) 大学の場合

(1) 大学の責任

- ・学問の自由を擁護しつつ学問のあり方について自律する主体としての大学
 - ・研究=教育組織としての大学
 - 研究は施設等を利用し、チームをつうじて行なわれる
 - 研究は教育活動と関連する
 - 国際的な開放性を確保する必要がある
- 外国人研究者、留学生の存在

(2) 審査を行なうとした場合の論点

- ・制度の「入口で」判断するという考え方
例えば、目的、資金源、公開性の担保
- 制度の「中に入って」(個別案件ごとに)判断するという考え方
- ・安全保障技術研究推進制度の場合、防衛装備庁との委託契約(所属機関の同意書が必要)
したがって、不可避免的に研究機関としての判断が求められる
- 大学を経由しない場合は？
- ・いずれにしても、根拠や基準が問われる

(3) 各大学の態度

- ・すでに規則を備えている事例
【資料 15】東京工業大学「軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等との研究協力に関する要領」(2005)
- ・行動規範等を補充した事例
【資料 16】東京大学大学院情報理工学系研究科「科学研究ガイドライン」(2014)
【資料 17】「新潟大学の科学者行動規範」(2015)

3) 学協会の場合

- ・日本物理学会
決議 3 (1967)
日本物理学会は今後内外を問わず、一切の軍隊からの援助、その他一切の協力関係をもたない。
決議 3 の具体的取り扱い (1995)

1. 会誌および JPSJ 等、学会の刊行する出版物に対する投稿、および学会発表は、その研究内容が明白な軍事研究であると判断される場合を除き自由とする。
 2. 学会が共催、協賛、後援する諸団体、学協会の会合および各国との国際協力については、主催組織が軍関係団体である場合には協力を断る。
 3. 学会の会計で凍結されている米軍資金については、今後の検討課題とする。
- 注：明白な軍事研究、および軍関係団体の範囲については、理事会の判断事項とし、拒否例が出た場合には代議員に報告する。この判断基準は国際常識に従い、研究費の出所のみで判断することはしない。

【資料 18】日本物理学会行動規範

・社会医学会

学会誌の投稿論文（新規採用自衛官に対する質問紙調査）をめぐる議論（『社会医学研究』32 巻 2 号、2015）

→ 編集委員会は「戦争加担のための研究」ではないと判断して掲載

6. 研究資金をめぐる全体的な動向という視点から

1) 研究資金についての動向

(1) 大学への要請

- ・基礎研究の主要な担い手として引き続き期待する
- ・基盤的経費（運営費交付金等）への依存度を減らし、外部資金（競争的資金、寄付金）に比重を移せ
- ・大学を他から隔てている「壁」（資金、人、制度）をなくせ

(2) 「デュアル・ユース技術」研究の拡大

- ・安全保障技術研究推進制度の拡充

自民党国防部会：100 億円規模に（2016.5）

cf. 27 年度概算要求では 60 億（27 年度は 20 億）

【資料 6】防衛省技術研究本部「平成 27 年度予算概算要求の概要」

- ・その他のプロジェクト

「第 5 期科学技術基本計画の検討においてもデュアルユース（軍事・民生両用）の重要性が指摘されており、政府の科学技術政策において、デュアルユース技術の開発を推進すべきである。こうした観点から、総合科学技術・イノベーション会議との連携を図り、革新的かつ非連続的な技術開発を行う ImPACT を拡充・強化するなどの取組みを進めるべきである。」

【資料 19】防衛産業政策の実行に向けた提言（日本経団連、2015.9.15）

【資料 20】防衛装備庁「総合取得改革に係る諸施策について（平成 28 年度予算）」

【資料 21】「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）」

- ・司令塔機能の整備

国防大臣を 総合科学技術イノベーション会議 の構成員に

議長 内閣総理大臣

議員 内閣官房長官、科学技術政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣

有識者（大学関係 3、研究開発法人 1、産業界 3）

関係機関の長 日本学術会議会長

現在は、科学技術イノベーション予算戦略会議 に防衛装備庁防衛技監が参加

【資料 22】自由民主党政務調査会「防衛装備・技術政策に関する提言－『技術的優越』なくして国民の安全なし」（2016.5）

2) 科学者は安全保障技術研究推進制度にどう向き合っているか

とくに、応募した研究者の考え

3) 軍事研究の拡大は学術にどのような影響を与えるか

(1) 日本が参照しようとしているアメリカの経験をどう見るか

国防高等研究計画局 (Defense Advanced Research Projects Agency (DARPA))

(2) 戦前の日本の経験から何を汲み取るか

などのような防衛生産・技術基盤を有しているかの全体像を企業・大学等の協力を得て把握（マッピング）できるよう努めた上で、国としてそれらの分野についての重要性や将来性についての評価（マッチング）を行って、その結果に応じたメリハリのある施策を行うことが重要である。

① 研究開発ビジョンの策定

将来的に主要な防衛装備品について中長期的な研究開発の方向性を定める研究開発ビジョンを策定し、将来を見据えた防衛装備品のコンセプトとそれに向けた研究開発のロードマップを提示し、効果的・効率的な研究開発を実現するとともに、企業にとっての予見可能性を向上させる。研究開発ビジョンを策定する対象防衛装備品は、統合運用を踏まえた将来の戦い方、能力見積り及び戦闘様相の変化等を踏まえ、おおむね20年後までに我が国の主要な防衛装備品となり得るものを対象とし、スマート化⁶、ネットワーク化⁷、無人化といった防衛技術の動向を踏まえ、必要となる技術基盤の育成・向上が必要なものを選定する。また、策定した研究開発ビジョンについては、防衛省として公表し、中長期的な研究開発計画を防衛産業側とも共有した上で、企業にとって予見可能性を向上させ、安定的・効率的な設備投資や人員配置を促すと共に、研究開発ビジョンにのっとり、より効果的で効率的な研究開発の実現に努める。

② 民生先進技術も含めた技術調査能力の向上

防衛技術と民生技術との差異が減少している現在の状況下において、防衛装備品の効果的・効率的な取得のためには、外部から防衛技術に適用できる優れた民生先進技術（潜在的シーズ）を適切に取り込んでいく必要がある。そのため、デュアル・ユース技術活用の促進や、企業等における先進的な防衛装備品を目指した研究（芽出し研究）育成のため、民生先進技術の調査範囲を拡大し、技術調査能力の向上を図り、民生技術の動向も踏まえた中長期的な技術戦略（中長期技術見積り）を策定し、公表する。

③ 大学や研究機関との連携強化

我が国の大学及び独立行政法人の研究機関等の中には、世界でも屈指の技術及び研究環境を持つ組織があるが、米国等の諸外国に比べ、それらの機関と防衛省の連携は必ずしも進んでいない。今後、独立行政法人の研究機関や

⁶ スマート化：情報通信技術を駆使した情報収集と、コンピュータによる高度な制御・処理能力を有すること。

⁷ ネットワーク化：複数、異種の装備システムがデータリンク等を介して有機的に連携すること。

大学等との連携を深めることで、防衛装備品にも応用可能な民生技術の積極的な活用に努める。

④ デュアル・ユース技術を含む研究開発プログラムとの連携・活用

デュアル・ユース技術活用の効率的な推進のためには、大学や研究機関との連携強化を図るとともに、政府等が主導する個別の研究開発プログラム等を活用していく必要がある。平成25年12月には研究開発力強化法⁸が改正され、我が国の安全に係る研究開発等を推進することの重要性に鑑み、これらに必要な資源の配分を行うこととされた。今後、平成26年に開始された「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）」など、他府省が推進する国内先進技術育成プログラムを注視し、デュアル・ユース技術として利用できる研究開発の成果を活用するなど積極的に連携を推進する。

⑤ 防衛用途として将来有望な先進的な研究に関するファンディング

防衛装備品への適用面から着目される大学、独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望である芽出し研究を育成するため、その成果を将来活用することを目指して、防衛省独自のファンディング制度について、競争的資金⁹制度をひな形に検討を行う。

⑥ 海外との連携強化

防衛装備品に係る技術や、デュアル・ユース技術を活用するため我が国の技術基盤の効果的な維持・強化を図る観点から、情報交換や共同研究などの国際協力を積極的に進める。

(3) 防衛装備・技術協力等

先述したとおり、平成26年4月に防衛装備移転三原則が策定されたところ、それに基づき、防衛生産・技術基盤の維持・強化及び平和貢献・国際協力の推進に資するよう政府主導の下に積極的・戦略的に国際共同開発・生産等の防衛装備・技術協力を推進するための必要な措置を講じる。

① 米国との防衛装備・技術協力関係の深化

米国との間では、既に昭和58年の対米武器技術供与取極の締結以降、同

⁸ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）

⁹ 競争的資金：資源配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。

17.文科際第217号
平成18年3月24日

科学技術政策研究所長
各国公私立大学長
各高等専門学校長 殿
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省関係各独立行政法人の長

文部科学事務次官
結城 章夫



(印影印刷)

大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）

我が国では、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出（※1）や技術提供（※2）に関し、国際協調の下に外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、輸出管理を行っております。

しかし最近、我が国及び世界の安全保障上ゆるがせにできない外為法違反容疑事案が続いており、去る3月3日、経営者の輸出管理意識の向上及び外為法の遵守を徹底するため、経済産業大臣名で、輸出関係団体の長に対して通知が発出され、また、文部科学大臣に対しても協力要請がありました。

これまでのところ、大学及び公的研究機関（以下「大学等」という。）における外為法違反事例は報告されておりませんが、このような情勢に鑑み、各大学等におかれては、上記貨物の輸出や技術提供が不用意に行われることがないよう、輸出管理の徹底にご協力いただきますよう、お願いいたします。

外為法に基づく輸出管理に係る留意点等は、例えば下記の事項などが考えられるところ、関係法令等を踏まえ、十分御留意の上、宜しくお取り計らい下さい。

なお、経済産業省において、全都道府県において大学等を対象とした輸出管理強化に係る説明会を実施することとしています。各大学等におかれては、当該説明会へ積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

（注） ※1…外為法第48条第1項に規定する貨物の輸出

※2…外為法第25条第1項第1号に規定する技術提供

記

- 大学等においては、先端的な教育・研究活動が行われているところであるが、このような教育・研究活動を行う上では、貨物の輸出及び非居住者に対する技術の提供等につき規制している外為法の趣旨を十分踏まえる必要があること。
- 例えば、国際的な共同研究等において、海外への貨物の輸出（試作品や試料等の送付・持ち出し）は、外為法に基づく経済産業大臣の輸出許可の対象となる場合があること。また、大学等において受け入れている留学生等について、入国後6ヶ月が経過していない者に対する技術提供（当該技術に係る資料の提示や電子メール、口頭での伝達を含む。）は外為法に基づく経済産業大臣の役務取引許可の対象となる場合があること（国際的な共同研究等を含む。研究の場所が国内であるか国外であるかを問わない。）。
- 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するものについては、経済産業大臣の役務取引許可を受ける必要はないこと。
- ・新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
 - ・学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
 - ・工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
 - ・ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
 - ・学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引
- なお、研究過程における海外の研究者とのデータや試料の交換等は、それが不特定多数の者が入手可能なものでない限り、許可申請の対象となりうるため、注意を要すること。

（参考資料）

参考資料1 「我が国の輸出管理の強化策について」（平成18年3月3日経済産業省発表）

参考資料2 「外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく輸出管理について」

担当 大臣官房国際課

電話 03-5253-4111（内2032）

平成26年6月20日

経済産業省貿易経済協力局長 横尾 英博 様
 文部科学省高等教育局長 吉田 大輔 様
 外務省軍縮不拡散・科学部長（大使） 北野 充 様

大学に係る安全保障輸出管理行政に関する 包括的改善要請書

一般財団法人 安全保障貿易情報センター 専務理事（代表理事）押田 繁



特定非営利活動法人 産学連携学会 会長 伊藤 正実



一般社団法人 日本知財学会 会長 軽部 征夫



国際・大学知財本部コンソーシアム 国際法務委員会 委員長 松原 幸夫



輸出管理 DAY for ACADEMIA 実行委員会 委員長 伊藤 正実



（賛同組織）九州地域内大学輸出管理実務者ネットワーク

大学に係る安全保障輸出管理行政に関する

包括的改善要請書

—大量破壊兵器等の不拡散と、円滑な研究・教育環境の確保、
国際競争条件の均等化との両立に向けて—

日頃、大学における安全保障輸出管理に関し、ご指導をいただき有難うございます。

私ども各組織では、貴各省より大学における安全保障輸出管理に係る通達・要請が発せられ、また平成 19 年の知的財産推進計画において、初めて「大学において安全保障輸出管理を推進する」旨定められて以降、大学での研究開発等が、大量破壊兵器の開発等や懸念国における軍拡に利用されてはならないとの社会的責務を自覚し、貴各省とも密接に連携をとらせていただきながら、さまざまな啓発普及を通じて、その意識の醸成、体制構築に鋭意努めてまいりました。昨今の国際情勢を踏まえれば、この点は一層重要性を増してくるものと思われるため、更に一層取組みを強化していく所存です。

しかし他方で、現行の安全保障輸出管理の基礎となる外為法の規制内容や関係行政の枠組みが、大学において通常行なわれる研究活動に必要な以上の制約をもたらし、大学が対応を迫られている国際競争への取組みを阻害する要素が見受けられることも否定できないところ です。

そこで今般、下記の通り、私どもとしての問題意識と対応をお願いしたい事項をまとめましたので、ご検討をいただき早期にご対応いただきますようお願い致します。

記

1. 大学での研究・教育活動、国際競争にとって制約要因となっている点の早期解消

大学は社会における知的インフラの重要な一翼を担っており、そこでの円滑な研究・教育活動の環境確保は社会全体の発展にとって重要な課題です。また、最近では、海外での研究・教育に係る拠点整備（大学の輸出）、政府における留学生 30 万人増加計画にも見られる海外からの人材誘致、大学の講義の大規模ネット配信、海外からの研究室の誘致等、国際競争に関わる動きが急速に進展してきております。国際競争である以上は、大学の研究・教育活動に係る競争条件を海外諸国のそれと均等のものにしていただく必要があると考えます。

これらの動きを踏まえて、以下のような問題とその解決が必要と考えております。

そうすると、法令の上では、「公知・公知化」「基礎科学分野の研究」等の類型に当たるものであっても、すべての提供技術について該非判定がなされた後、許可の要・不要を判断するとの流れになってきますが、それは非現実的であり、私ども団体のモデル規程や各大学の自主管理規程においても、該非判定前に、許可例外の判定をすることとしています。経済産業省ご当局におかれても、実際の運用上は、許可例外対象であれば、該非判定は不要とお考えであるものと理解しています。しかし、このような法令と運用との間にギャップがあるままにしておくことは適切ではありませんので、上記のような許可例外類型については、「非該当（規制対象外）」として整理していただくようお願いします。

（２）「基礎科学分野の研究」の定義の明確化と、米国同様の公知の一類型の下での基礎・応用研究の規制除外（中期的課題）

要請 6 「基礎科学分野の研究」の定義の明確化による予見可能性、透明性確保

貿易外省令において、許可不要となる類型のひとつとして、「基礎科学分野の研究」が規定されています。これは、WA を受け、役務通達において、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう」と定義されています。しかしながら、近年の科学技術の発展によって、基礎科学と応用科学との境界が不分明なものになりつつあります。幹細胞等の研究を想起すれば容易にわかるように、生命体の形成という自然原理の解明であっても、その成果は臓器再生という応用用途に直結します。超電導という物理現象の解明は、高効率送電等の応用用途に直結します。ノーベル物理学賞、化学賞という自然原理の解明に資する研究であっても、特許権という産業応用を前提とした権利取得を併せて行なっている場合も少なくありません。

この「基礎科学分野の研究」の除外規定は、はるか以前のココムの枠組みの時代からあるものであり、その後の科学技術研究の大きな変化を踏まえると、その対象となる研究の範囲がどういうものなのかが、極めて曖昧になってしまっていることは否定できません。安全保障輸出管理という強力な規制行政において、規制対象が曖昧で予測可能性、透明性を損なっていることは決して健全な姿ではなく、被規制側がそれぞればらばらな解釈に立って実務を展開するということは、行政側にとっても好ましい事態ではないと思われます。今後、WA での見直し議論の提起等を図られるとともに、その具体的範囲が明確になるようお願いします。

要請 7 公知化の一類型としての「成果の利用制約なき基礎・応用研究」の規制除外

他方、欧米の状況をみると、欧州においては、そもそも国内でのみなし輸出規制は、リスト規制ではなく、キャッチオール規制一本で行なわれており、国内の大学での局面で、基礎科学分野の研究か否かの判別をする必要性自体ありません。あくまで、研究内容の如

何を問わず、大量破壊兵器等の懸念用途に使われる恐れがあるか否かの見極めの一点に精力を集中する仕組みとなっています。当然、我が国におけるように、該非判定の負担に煩わされることもありません。

また、米国 EAR においては、「基礎研究の過程で発生したものか、結果として生じた情報」で、一般に入手可能になるようなものについては、規制除外とされていますが、ここで、「基礎研究」の定義については、「研究の成果が通常公開され、科学コミュニティ内で広く共有される科学及び工学分野における基礎的又は応用的研究であって、特定の国家安全保障理由又は独占権により研究成果が制限されるような、独占的研究及び工業的な開発、設計、製造、使用のための研究ではないもの」との解釈が示されています。基礎か応用か、工学分野かそれ以外かを問わず、研究過程や成果が一般に自由に入手利用できることが契約等で担保されているかどうかで判断されるものとなっており、これは、大学だけでなく、企業その他における研究においても適用されるものとなっています。このような規定は、社会に広く公開されその自由な利用に供することによって、次の研究を生み出すという大学の研究活動の本来の趣旨、目的に即した極めて合理的なものであり、規制行政における予見可能性、透明性の確保の点でも十分な担保となっているものであって、本来はこのような規定が我が国においても導入されるべきものと考えます。「公知化」に属する諸類型の行為を具体的にどう定めるか各国の裁量に委ねられていますから、規定改正は可能と思われます。

ただ一方で、このような米国の制度は、国家的秘密保護制度や国防高等研究計画局（DARPA）による軍事転用可能技術の囲い込み等の制度が別途存在しており、我が国とは前提条件がやや異なることは否定できないところです。

それらの諸前提の差異と今後の推移とを見極める必要があるとは思われますので、今直ちに対応することは難しいかもしれませんが、しかし、研究過程が公開され研究成果の自由な利用が担保されているような研究活動であれば、規制の趣旨からしても規制除外されるべきですし、我が国の大学の研究活動が、上記に見る通り、欧米に比して制約が多いものとなっていることからしても、近い将来において導入されることが期待される場所ですので、継続的に検討していただくようお願いします。

（３）外為法の抜本改正、国内でのエンドユース規制への移行の検討（中期的課題）

要請 ８ 外為法の早期抜本見直し、国内でのエンドユース規制への移行の検討

安全保障輸出管理行政の基礎となっている外為法体系は、既に各方面から指摘されているように、体系が複雑であり、規定内容も難解であるため、これを適確に理解し遂行することは難しいものがあります。国際的な平和と安全等を守るための重要な手段であり、それに違反し大量破壊兵器等の拡散に関わる事態となった場合の社会的影響の大きさからす